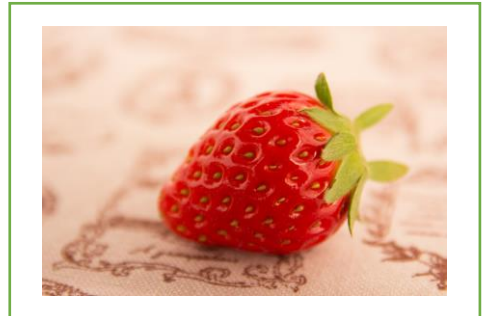


聖母の園 食事サービスのご案内

～バランスのとれた食事を配達し、毎日の食生活をサポートします～



社会福祉法人 聖母会 聖母の園

住所：神奈川県横浜市戸塚区原宿4丁目35番3号

電話：045-851-6053

担当：亀谷（かめや）、本田（ほんだ）

(1)ご挨拶

この度は聖母の園 食事サービスをご利用いただき、ありがとうございます。

聖母の園 食事サービスは、横浜市から委託された配食サービスです。

管理栄養士が考えた栄養バランスのとれた食事を直接ご自宅に配達するとともに、訪問時に利用者様の安否確認を致します。

(2)行政サービス利用対象者

下記の「1. 心身の状況」と「2. 介護力」の両方の要件を満たし、利用調整を行った結果、横浜市が本サービスの必要があると認められた方が対象となります。

1. 心身の状況

- ①要介護2以上の方
- ②要支援又は要介護1で認知症があり(認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上)食事確保が困難な方
- ③要支援又は要介護1で低栄養状態のリスクが高く(※)、食事確保が困難な方
※最近6ヶ月の体重減少が10%以上・血清アルブミン値3.0g/dl以下のいずれかに該当する場合
- ④身体障がい者で心身の障がい等の理由により食事確保が困難な方
※視覚障がい、平衡機能障がい、肢体不自由、心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎能障がい等1級から3級の身体障がい者手帳を持っている方

2. 介護力

- ①ひとり暮らし
- ②ひとり暮らしに準じる世帯
 - ア 同居家族が日中に就労することを常態としている為、食事確保が困難な場合
 - イ 同居家族が疾病、障がい(著しい体力低下により日常生活に支障のある場合を含む。)のため食事確保が困難な場合

詳しくは聖母の園 食事サービス
担当までご連絡ください。

※行政サービス利用対象者に当てはまらない高齢の方で、食事確保が困難な方のご利用(個人申し込み)もお受けしております。お気軽にご連絡ください。

(3)お申し込み

食事サービスを希望する方は、下記の『利用調整実施機関』にご相談ください。

ア 居宅介護支援事業所

介護保険サービス利用者で、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を担当の居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)が作成している方

イ 地域包括支援センター

上記ア以外の高齢者の方(介護保険を利用していない方又は、居宅介護支援事業所に介護予防サービス計画書作成を委託していない方)

ウ 各区福祉保健センター

身体障がい者の方等

エ (ア～ウに該当しない場合)社会福祉法人 聖母会 聖母の園までご連絡ください。

◎食事の内容

- ① 主食(ご飯、軟飯、全粥)
- ② 汁物(みそ汁、すまし汁)
- ③ 副食(主菜2品、副菜3品、漬け物)

○食事形態○ 常食、粗刻み食、ソフト食、ゼリー食

※ご希望に応じて、減塩対応が可能です。

※固いものが食べにくい方や飲み込みの力が弱っている方にソフト食やゼリー食をご用意しています。お気軽にお申しつけください。

◎実施地域

戸塚区の一部地域

(原宿、小雀町、影取町、俣野町、東俣野町、深谷町、汲沢の一部)

※実施地域内でも諸事情により配達をお断りする場合があります。ご了承下さい。

◎実施日

毎週火曜日～土曜日までの5日間(年末年始はお休みさせていただきます)
夕食のみの配達とさせていただきます。

◎配達時間

16時20分から18時までの間。(配達時間には必ずご在宅下さい。)

※ルート配送のため、配達時間の指定はお受けできませんが、デイサービス等のご利用で都合のつかない場合は相談に応じます。

また、道路状況等により時間の変動がありますので、あらかじめご了承下さい。

◎利用料

お届けするお食事は、1食 700円(税込)です。

ご本人負担額になります。事前にチケットを購入していただきます。

(4)その他のご注意

1. 配達されたお食事は、必ず配達後1時間以内にお召し上がり下さい。
2. お弁当を残された場合は、保存せずに必ず処分してください。また、お食事の量が多い場合には配達員にお申し出下さい。(量の変更は可能です。)
3. 玄関よりお部屋までお弁当を運ばれる際に、落としてしまう危険性がありますので、お弁当をのせるお盆等がございましたら、ご用意下さい。
4. 直接手渡しさせていただきますので、ご不在の場合にはお食事は持ち帰ります。時間帯によっては、再配達をお断りする場合があります。お休みする場合には、必ず前日までにご連絡下さい。
5. 当日キャンセル、または配達時にお留守の場合には、当日分のお弁当代を次回いただくことがありますので、ご了承ください。
6. 入院等により、一時休食期間が3ヶ月を越える場合には、利用登録の中止をお願いさせていただきます。

(5)安否確認について

聖母の園では、横浜市の指導のもと、訪問時に安否確認を行っております。

事前にご連絡がなく不在の場合は、緊急連絡先にご連絡させていただきます。

また、緊急連絡先等に連絡がつかない場合、状況によっては救急隊(119番)・警察(110番)に連絡させていただきます場合があります。

外出等で配達時に不在になる場合やお弁当をお休みされる場合は、必ず事前にご連絡下さい。

ご協力をお願い致します。

◎身体状況や生活状況の変化によっては、個人申し込みから行政サービス申し込みへの変更をお願いする場合があります。

ご相談、問い合わせ等がございましたら、配達員または栄養士までご連絡ください。

社会福祉法人 聖母会
高齢者介護総合センター
聖母の園

住所: 〒245-0063 神奈川県横浜市戸塚区原宿4丁目 35 番 3 号

電話番号:045-851-6053